

【資料1】

秋田県下水道事業等ウォーターPPP導入可能性基礎調査業務委託 企画提案競技実施要領（令和6年7月11日一部修正）※赤字部分

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「秋田県下水道事業等ウォーターPPP導入可能性基礎調査業務委託」に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務内容

- (1) 業務名 秋田県下水道事業等ウォーターPPP導入可能性基礎調査業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添【資料2】秋田県下水道事業等ウォーターPPP導入可能性基礎調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで
- (4) 委託額の上限 13,948,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 問い合わせ及び各種書類提出先

事務局

秋田県建設部下水道マネジメント推進課 調整・広域・共同推進チーム

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電 話 018-860-2461

F A X 018-860-3813

メールアドレス gesuido@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 令和6年7月 2日（火）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和6年7月 9日（火）午後5時まで
- (3) 上記質問に対する回答の掲示 令和6年7月11日（木）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和6年7月17日（水）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知 令和6年7月19日（金）
- (6) 企画提案書等の提出期限 令和6年7月26日（金）午後5時まで
- (7) プレゼンテーションの通知 令和6年7月29日（月）
- (8) プレゼンテーション審査（予定） 令和6年8月 6日（火）
- (9) 企画提案競技審査結果の通知（予定） 令和6年8月 7日（水）
- (10) 契約締結（予定） 令和6年8月上旬

4 書類の様式

参加に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。

5 参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者、再生

手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 秋田県に納付（納入）すべき県税（秋田県税の納税義務を有しない者については本店の所在する都道府県に係る都道府県税）に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 参加資格確認申請書の提出日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- (7) 宗教活動もしくは政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) 本業務の実施について、県の要求があったときには速やかに打合せ（対面又はオンライン）を日本語で対応できる体制を整えていること。
- (9) 平成31年4月1日から参加申込書等提出日の間に、国又は地方公共団体が発注する下水道事業における官民連携手法の調査、又は検計業務について元請けとして完了した実績を有すること。
- (10) 管理及び統括等を行う責任者（以下「管理技術者」という。）として、平成31年4月1日から参加申込書等提出日の間に、上記（9）に示す業務における管理技術者として従事した実績を有する者（直接雇用している者に限る）を配置できること。

6 参加資格の確認について

企画提案競技への参加者は、次の書類を電子メールにより事務局に提出すること。なお、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(1) 提出書類

- ア 企画提案競技参加資格確認申請書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）

なお、様式2については、様式が求める事項が記載された会社パンフレット等の既存資料に代えることができる。

- ウ 企業の業務受託実績等に関する書類（様式3）
- エ 予定配置技術者の業務実績等に関する書類（様式4）

- (2) 提出期限 令和6年7月17日（水）午後5時まで
- (3) 確認結果 令和6年7月19日（金）電子メールにより通知
- (4) 留意事項

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しない。

(5) 確認後の参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。また、都合により辞退する場合は、企画提案競技参加辞退届（様式5）を提出すること。

7 審査書類の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次の書類を電子メールにより事務局に提出すること。必ず電話にて到達確認を行うこと。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式6）
- イ 企画提案書

- ・仕様書の「3 業務内容」に示す内容を踏まえ、業務実施方針、業務実施体制、業務工程計画、秋田県の下水道事業等の現状と課題の把握、効果的手法の導入可能性の検討、事業発案段階マーケットサウンディングの6項目からなる提案書とすること。
- ・企画提案書は、原則としてA4版横書きで、枚数は10ページ以内（表紙・裏表紙を除く。）とする。
- ・ページ番号は、表紙及び目次を除き、通し番号として書くページの下部に印字のこと。

ウ 見積書（様式任意）

本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳を明らかにした見積書（宛先は秋田県知事）に、所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、提出すること。なお、見積額が本実施要領の1（4）に示す委託額の上限を上回った場合は審査の対象外とする。

エ 賃金水準の向上に関する書類（※加点措置を希望する場合のみ）

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率が一定割合以上の場合（令和5年と令和4年の比較で1.5%以上の増加）、審査で加点を行う。加点措置を希望する場合は、事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）及びその根拠として下表の区分（i）～（iv）のいずれかの書類を提出すること。

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	(i) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(ii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(iii) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(iv) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

※（ii）～（iv）として提出する場合は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の次のURLに記載された参考様式にならい、書類を作成すること。

https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000063561_00/060415_%E7%BE%8E%E3%81%AE%E5%9B%BD%E6%8E%B2%E8%BC%89%E8%B3%87%E6%96%99%E4%B8%80%E5%BC%8F.pdf

オ 女性の活躍推進に関する書類（※加点措置を希望する場合のみ）

下表の区分のいずれかに該当し、加点措置を希望する場合は、その区分に対応する書類を提出すること。

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出 ※授業員100人以下の企業	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞 ※「女性の活躍推進企業表彰」「子ども・子育て支援知事表彰」「男女共同参画社会づくり表彰」とする	表彰状の写し（写真可）

(2) 提出期限

令和6年7月26日（金）午後5時まで

(3) 提出に係る留意事項

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- イ 提出できる企画提案書等は、1案とする。
- ウ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- エ 一度提出した企画提案書は、これを書き替え、引き替え又は撤回することはできない。

8 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、「実施要領等に関する質問票」（様式7）により、電子メールにて提出すること。

(1) 受付期間 令和6年7月9日（火）午後5時まで

(2) 受付場所 秋田県建設部下水道マネジメント推進課メール (gesuido@pref.akita.lg.jp) 宛て

(3) 提出方法

電子メール（電話など電子メール以外の方法による質問は受理しない。）

(4) 回答方法

回答は、電子メールにより速やかに行うほか、質問及び回答の内容を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載します。

なお、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定

(1) 企画提案競技の審査

【資料3】「秋田県下水道事業等ウォーターPPP導入可能性基礎調査業務委託企画提案競技審査要領」に基づき、企画提案書について審査を行う。

(2) 審査日程

令和6年8月5日（月）を予定している。なお、プレゼンテーションの日程などの詳細については、参加資格が認められた参加者へ電子メールで通知する。

(3) 審査方法

企画提案書等の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーションは、対面、ウェブ会議システムのいずれも可とする。なお、提案内容により審査を行うため、方式による優越の差はないものとする。

(4) 選定

企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）が審査を行い、最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(5) 留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ・企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ・関係者に対し工作等の不当な活動を行ったと認められる場合
- ・本実施要領に定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 参加者は、審査書類提出後であっても、県からの選定結果通知前であれば、企画提案競技参加辞退届（様式5）を事務局に提出することにより、審査を辞退することができる。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和6年8月上旬に、各参加者へ電子メール及び書面により通知するほか、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札情報」－「コンペ情報」に掲載する。

(7) 苦情の申し立て

参加資格の確認や選定結果、その他手続きに関して不服がある場合には、当該通知の翌日から

起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を含まない）以内に契約担当者に対して書面により（様式は任意）申し立てることができる。

10 契約に関する事項

（1）契約の相手

本実施要領の9により選定された受託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結する。

（2）企画提案内容と業務の関係

企画提案書に記載された事項は、この委託業務の契約時の仕様書の一部として扱うものとする。委託契約に当たっては、審査会における意見を踏まえ、選定された受託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、県と受託候補者双方が合意に至った場合に締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。

（3）次点の繰り上げ

選定された受託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった参加者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

（4）契約保証金

ア この委託業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則4号。以下「規則」という。）

177条の規定により、委託金額の10分の1に相当する額を契約保証金として県に納付するか、又は、それに代わる担保を提出すること。ただし、規則第178条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

イ 受託者が支払った契約保証金は、規則第179条の規定により還付する。

11 公正な企画提案競技の確保

（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案等を作成しなければならない。

（3）選定前に他の参加者に対し、企画提案等を意図的に開示してはならない。

（4）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し若しくは取り止める場合がある。

12 その他

（1）提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に属する。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しない。

（2）企画提案内容に含まれる特許権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

（3）本業務の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とする。

（4）企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（5）参加資格確認申請書の提出があった事業者のうち希望する者に対し、県は以下の資料を開示する。希望者は、開示資料配付申込書兼守秘義務の遵守に関する誓約書（様式8）を電子メールで送信すること。

開示資料：令和 5 年度国土交通省 先導的官民連携支援事業
秋田県生活排水処理施設包括の民間委託導入可能性調査業務委託（05-YI15-YA）成果品